

エンジニアリング業 調査票記入注意

(0046)

2024年
経済産業省

※この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。



必ずこの記入注意を読んでから調査票に記入してください。
調査票は、調査月の翌月20日までに到着するように提出してください。

1 調査票のご提出について

この調査の調査期日は、毎月末日現在で行います。

また、調査期間は毎月1日から月末までの1か月間分を記入してください。ただし、月末締切りでの記入が困難な場合には、なるべく月末に近い適当な日を決めて、その日までの1か月間を調査期間としても差し支えありません。

2 ご記入の注意事項について

- 調査票に記入する数字は、すべて1、2、3……のように算用数字を用い、**単位未満は四捨五入**して記入してください。
- この調査は**企業を単位とした調査**ですので、本社において各支店、営業所、出張所などを含めた**企業全体の数値**を記入してください。詳しくは、調査事項ごとの記入注意をご参照ください。
- 受注高等の記入内容については、実績データに基づき記入してください。また、前年同月、前月と比べて状況に著しい変化があった場合には、その状況などを備考欄に記入してください。

3 回答不要の調査事項について

この調査の調査結果の一部を総務省のサービス産業動向調査に提供することにより、両調査の対象となる企業については総務省の調査の対象から原則除外しています。サービス産業動向調査の対象となっていない場合は、調査事項に「※※※※」が記されていますので回答不要です(オンライン調査票は回答不要事項が色づけされ、入力不可となっています)。

4 調査のお問い合わせ先

経済産業省特定サービス産業動態統計調査事務局 【受付時間(平日)9:00~18:00】

 0120-550-680  03-6631-6656

5 調査実施者

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

ご記入箇所の記入注意については、対象のページをご確認ください。



政府統計

特定サービス産業動態統計調査

秘 エンジニアリング業調査票

2024年 月分

提出先	経済産業省
提出期日	翌月20日
提出部数	1部



この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。記入に当たっては、別紙の「エンジニアリング業調査票記入注意」を必ず読んでください。

1 事業所数

企業全体のうち、エンジニアリング業務を営む事業所数

事業所数	0101	A
------	------	---

P3へ

2 月末常用従業者数等

(1) 貴社の月末常用従業者数

うち	技術系	0201	A	人
エンジニアリング業務	その他	0202		人

注1. [0201]、[0202]の人数には、他の企業に派遣している人(貴企業で給与を支払っている人)は含まれますが、他の企業から派遣されている人(派遣元の企業が給与を支払っている人)は含まれません。

注2. [0211]の人数には、[0212]～[0215]の合計値を記入してください。派遣又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人及び[0216]は含まれません。

(2) 貴社全体の月末従業者数

		A				A	
内訳	従業員計	0211					人
	有給役員、個人業主、無給の家族従業者	0212					人
	①正社員・正職員としての人	0213					人
	②①以外の人	0214					人
	臨時雇用者	0215					人
他社からの出向、派遣等		0216					人

P3,4へ

3 エンジニアリング業務の月間受注高

(1) エンジニアリング業務に係る企業全体の月間受注高(消費税額を含む。)

		A								
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
①国内	0301								0	0
②国外	0302								0	0

(2) プラント・施設別の受注高割合

(1)の月間受注高の合計金額((1)の①+②の計)について、プラント・施設別に受注高割合を記入してください。(計が100%となるよう、小数点以下を四捨五入して整数で記入してください。)

		A				A				
施設別	電力プラントシステム	0311			%	鉄鋼構造物	0316			%
	通信プラントシステム	0312			%	貯蔵・輸送システム	0317			%
	化学プラント	0313			%	環境衛生システム	0318			%
	製鉄プラント	0314			%	都市・地域開発システム	0319			%
	その他産業プラント	0315			%	その他	0320			%
	計							1	0	0

P5,6へ

(3) 月間受注高のうち、1件当たり5億円以上の受注件数

0331	A	件
------	---	---

4 月間売上高

貴社の月間売上高(消費税額を含む。)

		A						単位:万円	
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
企業全体	エンジニアリング業	0401							
	その他の業務	0402							

P6へ

備考

前年同月、前月に比べて状況に著しい変化があった場合には、その状況を具体的に記入してください。

企業名		本社又は本店所在地	(〒 -) 電話 (- -)
報告者の氏名		作成者の所属部署名及び氏名	電話 (- -)

P7へ

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年月分	都道府県	事業所番号
1 0 7	0 0 4 6	2 0 2 4		整理番号

経済産業省

エンジニアリング業の調査の対象となる企業

顧客の要請に応じ、技術、材料、機器、設備などを有機的に統合することにより高度な機能を果たす施設を完成させることに関連し、必要となる事前コンサルティング、基本設計、調達、建設、据え付け、試運転、操業保全などの一連の業務のすべて又はいくつかの組合せを、自ら若しくは外部の事業者を活用して行う業務を営んでいる企業が調査の対象となります。

I. 調査事項ごとの記入注意

1 事業所数

貴社のうち、エンジニアリング業務を営む本社、支社、営業所、出張所などで、常駐する従業員のいる事業所数を記入してください。なお、連絡事務所などで常駐する従業員がいない場合はその事業所を除いてください。

2 月末常用従業員数等

(1) 貴社の月末常用従業員数

企業全体のうち、エンジニアリング業務に従事する月末常用従業員数(貴社が当該月に給与、賃金等を支給した人数)を記入してください。

- 常用従業員とは、調査月末現在において次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人。
 - ② 重役や理事などの有給役員で常時勤務している人。
 - ③ 個人業主の家族などで、常時勤務して実際に雇用者並みの賃金や給与を受けている人。なお、長期欠勤者等で1か月以上いかなる給与も受けなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- 他の企業から派遣されている人(派遣元の企業が給与を支払っている人)は除き、他に派遣している人(貴社で給与を支払っている人)は含めます。また、エンジニアリング業務に従事し、かつ当該業務以外にも従事している人であっても含めてください。
- 企業全体の従業員のうち、エンジニアリング業務に従事する人数を、下表の区分により記入してください。

技術系	技術系社員として採用され、技術的業務に従事する人
その他	上記以外で事務的業務に従事する人など

(2) 貴社全体の月末従業者数

貴社の**企業全体**の月末従業者数を下表の区分により記入してください。

※サービス産業動向調査の対象となっていない場合は調査事項に「※※※※」が記されていますので回答不要です。

従業者計		<ul style="list-style-type: none"> ● 貴社の企業全体の月末従業者数を記入してください。(エンジニアリング業務以外の業務に従事する人も含めます。) ● 従業者計には、派遣又は下請けとして、他の会社など別経営の会社で働いている人を含みません。
有給役員、個人業主、無給の家族従業者		<ul style="list-style-type: none"> ● 有給役員とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます。なお、重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。また、役員であっても、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は、除いてください。 ● 個人業主とは、個人経営の事業主をいいます。個人が共同で事業を行っている場合、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は常用雇用者とします。 ● 無給の家族従業者とは、個人業主の家族などで、賃金や給与を受けずに、会社の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金や給与を受けて働いている場合は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めます。
常用雇用者*	① 正社員・正職員としている人	常用雇用者のうち、正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
	② ①以外の人	常用雇用者のうち、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイトなど「①正社員・正職員としている人」以外の人をいいます。
*「常用雇用者」とは、以下の要件のいずれかに該当する人をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間を定めずに雇用されている人。 ・1か月以上の期間を定めて雇用されている人。 		
臨時雇用者		常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人や、日々雇用されている人をいいます。
他社からの出向、派遣等		労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながらこの会社で働いている人及び下請の仕事がこの会社で行っている人をいいます。

3 エンジニアリング業務の月間受注高

(1) エンジニアリング業務に係る企業全体の月間受注高(消費税額を含む。)

エンジニアリング業務に係る企業全体の月間受注高(消費税額を含む。)を①国内、②国外別にそれぞれ記入してください。

なお、受注の一部を外注または下請けに出すことがあっても、受注金額(総額)を自己の受注高として計上してください。

(2) プラント・施設別の受注高割合

- エンジニアリング業務に係る企業全体の月間受注高(消費税額を含む。)の合計金額((1)の①+②計)について、プラント・施設別に受注割合を下表の区分により計が100%となるよう、小数点以下を四捨五入して整数で記入してください。
- 受注内容が複数のプラント・施設に関連する案件がある場合は、可能な限り受注額をそれぞれのプラント・施設に按分して、受注割合を算出してください。受注額の按分が困難な場合は、割合の一番大きいプラント・施設に区分してください。

プラント・施設別	内容例示
電力プラントシステム	発電から送・変・配電にいたるプラント設備及びシステム(火力、水力、原子力発電プラント、太陽光、地熱、風力などによる発電プラント、送変配電システムなど)
通信プラントシステム	有線、無線、衛星などによる各種通信施設及びシステム(放送、電話、データ通信など)
化学プラント	石油・天然ガスの生産・精製に係るプラント(掘削を除く)、石油化学、石炭化学、化学肥料、化学薬品、化学繊維などの製造プラント・設備、医薬品の製造プラント・設備、都市ガス、石油・ガス代替エネルギーの生産プラント・設備
製鉄プラント	鉄鋼生産プラント・設備(製鉄、製鋼、圧延などの工場及び設備)
その他産業プラント	産業機械、輸送機械、電気用品、半導体、紙・パルプ、セメント、非鉄金属、飲食料品など各種製品の製造プラント・施設
鉄鋼構造物	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block;">海洋施設</div> 海底石油・ガスなど資源開発のための施設(リグ、プラットフォーム、海底パイプライン、シーバースなど)、その他海洋開発関連施設 <div style="background-color: #008080; color: white; padding: 2px 5px; display: inline-block;">陸上鉄鋼物</div> 陸上の鉄鋼構造物(鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門など) </div>
貯蔵・輸送システム	各種貯蔵施設(プラント構内を除く)、各種荷役運搬システム(鉄道、港湾などにおけるクレーンシステム)、陸上パイプライン(プラント配管を除く)、物流施設(自動倉庫など) ※仕分け、保冷などの設備を持たない、保管、収納だけを目的とする倉庫を除く
環境衛生システム	廃棄物処理施設、し尿処理施設、上下水道施設(浄水場、海水淡水化設備、揚水送水設備、排水処理設備等)、衛生的環境の確保に係るプラント・設備 ※他のプラント・施設に付属する設備の場合は、そのプラント・施設に計上する
都市・地域開発システム	交通システム(道路、鉄道、港湾、空港などの施設及びシステム)、ウォーターフロント開発、リゾート開発など都市・地域開発計画に基づくシステム
その他	上記以外のもの(宇宙開発、海洋開発、鉱山開発、非製造業・事業所向け各種システムなど)

(3) 月間受注高のうち、1 件当たり 5 億円以上の受注件数

(1) エンジニアリング業務に係る企業全体の月間受注高(消費税額を含む。)のうち、国内及び国外を問わず、**1 件当たり 5 億円以上の受注件数の合計**を記入してください。該当がない場合は“^{ゼロ}0”と記入してください。

4 月間売上高

- 貴社全体の月間売上高(消費税額を含む。)を記入してください。なお、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は、この項目の月間売上高に含みません。
- 貴社の過去 1 か月間の売上高について、利益や所得だけでなく経費を差し引く前の業務に係る月間売上高を消費税込みの金額で記入してください。

※サービス産業動向調査の対象となっていない場合は調査事項に「※※※※」が記されていますので回答不要です。

エンジニアリング業	貴社の月間売上高のうちエンジニアリング業務の月間売上高を記入してください。
その他の業務	貴社の月間売上高のうちエンジニアリング業務以外の月間売上高を記入してください。

Ⅱ. その他の事項

(1) 企業名等の記入

① 企業名	あらかじめ印字されています。名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分に企業(本社)の名称(営業上用いている名称)を記入してください。
② 本社又は本店所在地	あらかじめ印字されています。内容(郵便番号、所在地及び電話番号)が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に内容を記入してください。また、所在地については、企業(本社)の所在する場所を都道府県、市、区、郡名から、町名、番地、番号、ビル名、階数まで記入してください。
③ 報告者の氏名	貴社の当該事務に係る管理者の氏名を記入してください。
④ 作成者の所属部署名及び氏名	調査票の作成者(記入内容の照会に応答される方)の部署名及び氏名を記入してください。また、電話番号については、調査内容の照会などに使用しますので、市外局番も忘れずに記入してください。

休業、廃業、転業などについて

上記「(1) 企業名等の記入」①～④を変更した場合は、変更後の内容を記入し、変更した旨を備考欄に記入してください。また、休業、廃業、転業の場合も備考欄にその旨記入してください。

(2) コード欄の記入

- ① 調査票欄外右下の「2024年〇〇月分」の欄には、**調査該当月**を必ず記入してください。また、1月～9月分の調査票には、前に“^{ゼロ}0”を記入してください。
- ② 事業所番号欄には、本調査のため、**指定された10桁の番号**があらかじめ印字されています。なお、お問い合わせの際は、番号を確認させていただきます。
(この事業所番号は、調査票の受付・整理及び電子計算機により集計するための番号です。)

例

年月分					事業所番号										
					都道府県		整理番号								
2	0	2	4	0	7	0	1	0	1	2	3	4	0	1	1
				↑ ゼロ	↑ 調査月	↑ 1	↑ 2	↑ 3	↑ 4	↑ 5	↑ 6	↑ 7	↑ 8	↑ 9	↑ 10桁



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。